

学校給食関係者の海外渡航の場合の取扱について

H30. 6. 13

学校給食関係者が海外渡航する場合、下記のとおり取り扱うものとする。

《渡航前の情報収集：海外で注意しなければならない病気、感染症について》

- ・国（厚生労働省検疫所）のホームページ「F O R T H」で、渡航先の気候や気をつけたい病気などの情報を確認しておくこと。
「新着情報」で情報がある場合は、特に注意を要する。

厚生労働省検疫所ホームページ「F O R T H」URL：<http://www.forth.go.jp/>

《渡航直前の対応》

- ・上記ホームページで情報がある場合は、予防接種、薬の服用など必要な対応を取る。
新着情報や地域別情報で特に注意を要さない渡航先の場合は、特段の措置は必要ない。

《渡航中の対応》

- ・滞在期間中は、予防方法を確認し服装や行動、食事等の諸事項に注意して行動すること。

《帰国後の対応》

- ・帰国後、出勤前までに特に健康異常の自覚症状がない場合は通常通りの出勤とする。
- ・上記ホームページで感染症のある地域へ渡航した場合は、通常の保菌検査を帰国後すぐに実施すること。（検査項目については、渡航先の感染症発生状況に合わせ、通常の検査項目に適宜追加して依頼する。）

⇒通常の保菌検査項目とは・・・赤痢菌、サルモネラ属菌、
腸管出血性大腸菌 O157

この場合、保菌検査結果が判明するまでは汚染区域内での作業とする。

- ・渡航先に係わらず、帰国後の健康状態に注意する。
- ・出勤後、保菌検査結果判明前までにおいて健康異常があった場合は、速やかに出勤停止とする。以降、保菌検査で陰性となるまで出勤を控える。（この場合の保菌検査は自己負担とする。）